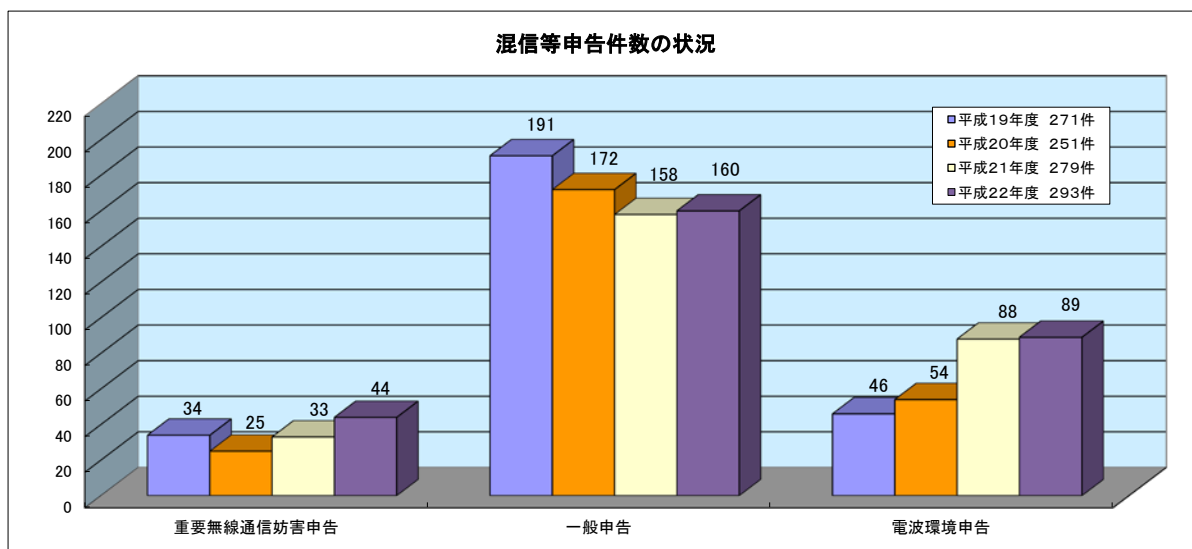


1 無線局に対する混信妨害、電波環境申告の状況

(1) 申告の受付状況

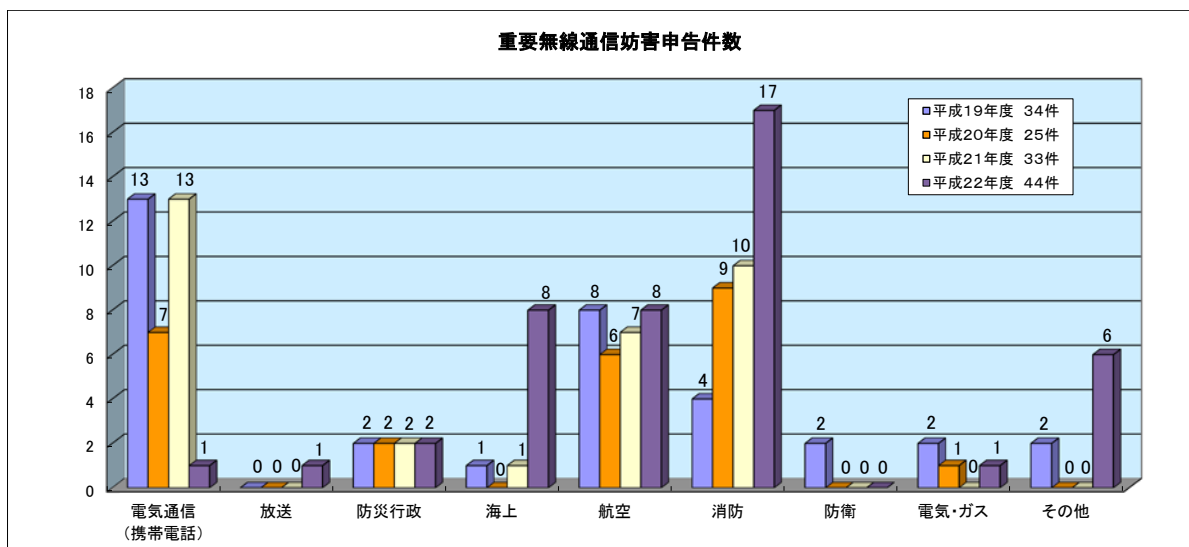
平成22年度の申告受付総件数は293件であり、昨年度と比べて5.0%増加し、重要無線通信妨害申告（携帯電話、海上、航空、防災行政、消防・救急等の重要無線に対する混信妨害など）は44件と増加傾向、一般申告（一般無線局に対する混信妨害など）は160件、電波環境申告（電話機、音響機器などへの障害など）は89件と、それぞれ微増となっています。



(2) 申告種別の内訳

ア 重要無線通信妨害申告

重要無線通信に対する混信妨害では、消防無線、海上無線及び航空無線に対する申告が多くなっています。



重要無線通信妨害申告に基づき、44件の調査を行った結果、妨害源を特定した27件については、原因者に対して、速やかに措置するよう指導しました。

また、妨害源を特定するまでに自然消滅した9件については、申告のあった周波数と、その近傍の周波数も確認した上で、調査を終了しています。

残る8件のうち、5件は緊急又は非常用周波数による電波の誤発射に関して海上保安庁から発射位置の確認依頼があったもの、2件は電波の発射源が東北管内のため東北総合通信局に移管したもの、1件は外国からの電波発射のため本省へ報告したもので、となっています。

なお、重要無線通信妨害申告に係る主な事例は、次のとおりです。

【主な事例】

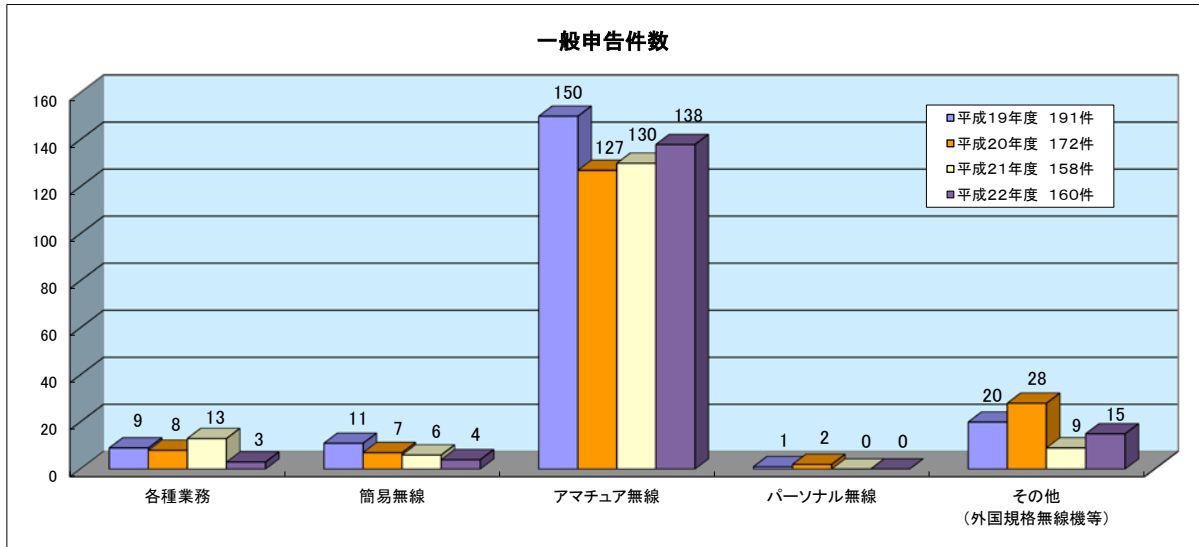
- ・ 消防……………①音楽プレーヤー用FMトランスミッターからのスプリアス発射(※1)により、消防無線の運用に支障を来した。
②温水洗浄便座のメイン基板からの不要電波(※2)の発射により、消防無線の運用に支障を来した。
- ・ その他…………… 屋外用テレビ受信ブースターからの発振電波により、地方行政無線の運用に支障を来した。(消防無線でも同様の事例あり。)

※1 スプリアス発射とは、送信周波数以外に副次的に発射される不要な電波です。

※2 不要電波とは、電子機器等から漏えいする不必要な電波です。

イ 一般申告（「重要無線通信妨害」以外の申告）

一般無線局に対する混信妨害では、アマチュア無線に対する混信が多く、全体の86.3%を占めています。



アマチュア無線に関しては、運用方法（使用区別、識別信号不送出など）に係る申告が多く、電波監視により違反を確認した場合は、電波規正用無線局（※3）を活用し、正常化を図っています。

なお、一般申告に係る主な事例は、次のとおりです。

※3 電波規正用無線局は、総務省が自ら開設する「特別業務の局」で、違法な運用をしている無線局に対し、電波の規正（注意・警告）に関する通報を送信し、違反者に対して電波法違反であることを自覚させることにより、違反電波の発射の抑制を図ります。

【主な事例】

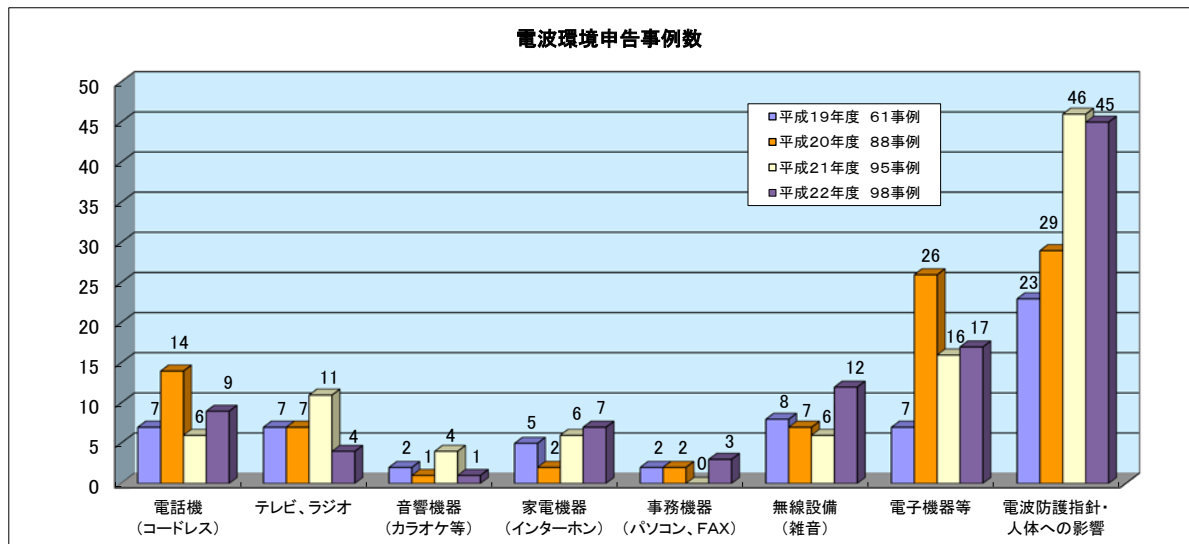
- ・ 各種業務、簡易無線…… 不要・冗長通信や無変調キャリア連続発射により、他の無線局の運用に支障を来した。
- ・ アマチュア無線……… 違反無線局による混信により、レピータ局（※4）の運用に支障を来した。
- ・ その他……… 不法市民ラジオ（不法CB無線）や日本国内での使用が認められていない外国規格無線機の運用・設置に関する情報提供など。

※4 レピータ局とは、アマチュア無線の通信を中継する無線局です。

ウ 電波環境申告

電話機、音響機器などへの障害など、89件の申告がありますが、1件の申告で複数の事例があるため、電波環境申告の事例数は98事例になります。

事例の内容としては、電波防護指針や電波による人体への影響に関する相談（生体電磁環境）が最も多い結果となっています。



また、電波防護指針や生体電磁環境に係る相談を除いた場合は、電波環境申告の事例数は53事例となり、電子機器等（微弱な電波を使用した機器や無線局免許を要さない機器など）に関するものが一番多い結果となっています。

なお、電波環境申告に係る主な事例は、次のとおりです。

【主な事例】

- 無線設備（雑音）・・・ 都市型テレビ難視共聴施設の線路に挿入された分配器からの漏れ電波が雑音となり、アマチュア無線の運用に支障を来した。
- 電子機器等…………… 2. 4GHz帯の無線LAN（ルータ）とデジタルワイヤレススピーカーシステムのトランスミッターが使用している周波数が同一であったため、トランスミッターの近くでは、無線LAN（ルータ）の電波がトランスミッターの電波より弱いため、無線LAN（ルータ：親機）とパソコン（無線LAN端末：子機）との接続ができない状態が続いた。
- 電波防護指針…………… 携帯電話基地局等の電波の安全性に関する問い合わせなど。

2 電波監視に基づく対応状況

(1) アマチュア無線の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、電波規正用無線局を運用して、即時、電波による規正を行い、違反している無線局に対し、法令に基づき運用するよう注意・警告を行っています。（平成22年度は167回、平成21年度は309回。）

また、電波規正用無線局の運用だけでは、一時的な効果にとどまることから、新たに、ダンプ等車両に設置された違反局（車両グループ）に対する対応を強化するため、平成22年度からは、電波監視車による追尾、方位測定、写真撮影等により違反車両を特定した上で、違反局（車両グループ）が所属する会社あてに協力依頼文書を送付し、雇用者経由で違反者（運転手）に対する注意も行っていきます。（平成22年度は21件58局）

なお、これら電波による規正、注意にも応じない違反者に対しては、調査を行った上で、行政指導を行っています。（平成22年度は1件2局、平成21年度は4件4局。）

(2) 業務用無線（各種業務、簡易無線）の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、調査を行った上で、行政指導を行っています。（平成22年度は10件99局、平成21年度は20件112局。）

(3) 外国規格無線機の使用に対する対応

日本国内での使用が認められていない外国規格無線機は、観光で来道する外国人が家族や仲間同士の連絡手段として使用する事例や、日本人がインターネットオークションなどで購入して業務通信や私的通信に使用する事例が増加しています。

電波監視により確認した違反に対しては、調査を行った上で、行政指導を行っています。（平成22年度は51件153局、平成21年度は36件110局。）

【外国規格無線の指導状況】

指 導 内 訳	H22 年度		H21 年度	
外国規格無線機（※）	51 件	153 局	36 件	110 局
（内訳） 法人（国内）	10 社	54 局	10 社	63 局
個人（日本人）	30 名	74 局	10 名	25 局
個人（外国人）	11 名	25 局	13 名	16 局
その他（国内・任意団体）	0 団体	0 局	3 団体	6 局

※ 行政指導は、すべてFRS又はGMRSに対するもので、UHF-CB及びPRSに対するものではありません。

＜ 外 国 規 格 無 線 機 ＞



FRS: Family Radio Service(主として、アメリカで使用されている)

GMRS: General Mobile Radio Service (主として、アメリカで使用されている)

UHF-CB: Ultra High Frequency - Citizen Band (主として、オーストラリアで使用されている)

PRS: Personal Radio Service (主として、ニュージーランドで使用されている)

3 捜査機関との協力状況（不法無線局の取締り状況）

不法無線局対策として、路上や港湾において、捜査機関（北海道警察や第一管区海上保安本部）と共同で取締りを実施しています。（平成22年度は39名42局を摘発し5名5局を行政指導。平成21年度は17名17局を摘発し11名11局を行政指導。）なお、主な不法無線局の概要及び妨害事例は、別紙のとおりです。

4 電波利用環境保護に係る周知啓発（主な取り組み）

（1）電波利用環境保護周知啓発強化期間における広報

電波利用環境保護周知啓発強化期間（6月1日から6月10日まで）において、テレビCMの放映（民放テレビ、ケーブルテレビ）、新聞広告の掲載及び公共交通機関の中吊り又は額面広告の掲出を行うとともに、官公庁など関係団体に対するポスター等の掲示依頼や、自治体及び関係団体の広報誌への掲載依頼を行うなど、集中的な広報活動を行っています。

（2）ホームページを活用した広報

当局のホームページにおいて、電波環境保護、電波の安全性、電波監視、周知啓発活動などを紹介しています。

（3）公共工事、ビート輸送及び除排雪関係者に対する周知啓発

官公庁や精糖会社などに対し、不法無線局排除に関する協力依頼のほか、公共工事、ビート輸送及び除排雪の請負業者を対象とした安全大会（13か所）に当局の職員を派遣し、延べ1,062名に対して、電波法令遵守に係る説明を行っています。

（4）外国規格無線に係る周知啓発

- ・ FRS、GMR Sの国内使用禁止に係る周知啓発として、さっぽろ雪まつり期間中に、札幌市営地下鉄（全378両）の額面広告スペースに外国語（英語及び中国語（繁体字））ポスターを掲出するとともに、地下鉄駅構内のフリーボード（12駅19箇所）に同様のポスターを掲出しています。
- ・ UHF-CB、PRSの国内使用禁止に係る周知啓発として、ニセコ地区のスキー場を中心に、外国人観光客が多く利用する施設などに対して、ポスターの掲示やリーフレットの配付についての協力を要請するとともに、屋外広告やバスステッカー広告のほか、3つのスキー場内において、5か国語（日本語、英語、台湾語、広東語、韓国語）による外国規格無線機の使用禁止に係る注意喚起のアナウンス（1日3回、120日間）を実施しています。また、インターネット広告として、アドワーズ広告とバナー広告も実施しています。

5 混信等の申告受付窓口

北海道総合通信局 電波監理部 電波利用環境課

電話 011-737-0099

（受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く、8時30分から12時まで、13時から17時までです。）

主な不法無線局の概要及び妨害事例

1 不法市民ラジオ（不法CB無線）

国内で使用が認められている市民ラジオの空中線電力は0.5ワット以下であり、総務省の認証マークが貼付されています。

不法市民ラジオ（不法CB無線）は、この認証マークがありません。

空中線電力が数ワットもので国内では免許を受けることができません。また、電力増幅器を付加して、数千ワットの出力を出す悪質な事例もあります。

<妨害事例>

- ・ 電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
- ・ テレビの画面・音声が乱れ、視聴が困難となる。
- ・ 電子機器（OA機器等）が誤作動する。
- ・ 点火システムに電子回路を用いた石油ストーブが誤作動する。
- ・ 漁業用無線が使用できなくなる。



テレビが見えない！ラジオが聞こえない

2 不法パーソナル無線

不法パーソナル無線機は、適法なパーソナル無線機を改造し、指定されたチャンネル以外の周波数の電波を発射したり、定格以上に空中線電力を増力した無線機です。

一般的に「チャンネル固定可能」、「スペシャル機能付き」等として販売されており、この改造機にも認証マークがそのまま貼付されています。

認証マークが貼付されていても何らかの改造を施したパーソナル無線機は、すべて不法パーソナル無線となり、国内では使用することができません。

<妨害事例>

- ・ 携帯電話が使用できない。
- ・ MCA無線が使用できない。



携帯電話が使えない！
(携帯電話システムへの妨害)

3 不法アマチュア無線

アマチュア無線局を開設するには、無線従事者資格及びアマチュア無線局の免許が必要です。これらの資格及び免許がないと不法アマチュア無線となります。

アマチュア無線局は、運用する周波数帯が決められていますが、不法アマチュア無線の中には、この周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線局に妨害を与える悪質な事例が多発しています。

<妨害事例>

重要無線通信（防災行政無線、消防・救急無線など）を妨害し、人命の安全等に支障を来す。



消火活動や救命業務ができない！
(消防・救急用無線への妨害)

不法無線局に係る法律の適用条項（抜粋）

- ・ 電波法第4条（無線局の開設）
「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。」
- ・ 電波法第110条第1号（罰則）
「電波法第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」
- ・ 電波法第108条の2（罰則）
「国民生活に重要な影響を与える無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」